

林業の成長産業化と森林吸収源対策の推進を求める意見書

我が国は森林国であり、水資源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止への貢献など森林の持つ多面的機能は国民生活に欠かせないものであるとともに、資源の少ない日本にあってその森林の過半がおおむね50年生以上に成長しており、地方創生を実現するためには、木材を利用した林業の成長産業化は必然的な命題ともなっている。

本県においては、平成17年度から、数次にわたる林業プロジェクトに取り組み、これまでの10年間で県産材の生産量は大幅に増加し、200人を超える新たな担い手が加わるなど確実に成果が現れている中、今年度からは、10年後の生産量をさらに60万³mまで倍増する「新次元林業プロジェクト」を展開しているところである。

この確かな流れを加速し、林業の成長産業化を実現するためには、間伐に加え主伐による県産材の増産と伐採から植林、保育といった森林サイクルを取り戻し、林業・木材産業の活性化施策の推進と、地球環境の保全につなげるための総合的な対策を講ずる必要がある。

よって、国においては、森林・林業を成長産業へと牽引する継続的な予算確保と、地球温暖化対策に大きく寄与する森林吸収源対策に必要な安定的財源の確保のため、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1 林業の成長産業化の実現に向け、木材の生産・流通加工・需要拡大といった川上から川下までの一体的かつ計画的な施策の推進とそのための継続的な予算の確保を図ること。
- 2 地球温暖化対策に不可欠な森林吸収源対策を推進するため、間伐はもとより、主伐から植栽・保育に至る一貫した施策を強化するとともに、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、森林整備の推進と林業・木材産業の振興に必要な安定財源の確保と、同対策に重要な役割を担う地方の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月13日

徳島県議会議長 川 端 正 義